

議案第129号

宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の概要

宝塚市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成の公営について規定しようとするものである。

2 改正の理由

公職選挙法の改正により、市議会議員選挙において選挙運動用ビラの頒布が可能となった。宝塚市長選挙においては、従前より、条例により選挙運動用ビラの作成の公営について規定しているところであり、宝塚市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営についても、今回の法改正に準拠し、同内容の規定を設けるため、条例を改正しようとするものである。

3 施行期日

改正条例は、法改正の施行日である平成31年（2019年）3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。また、改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される宝塚市議会の議員の選挙について適用し、施行日の前日までに告示された宝塚市議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとする。